

## 小売全面自由化後に自由料金への移行は進むのか？

後藤 久典

わが国では、2016年の電力小売の全面自由化の後もしばらくは、経過措置として規制料金が残され、自由料金と併存する予定である。政府は、この経過措置を解除するかどうか判断する際に、新規参入や地域間相互参入等とならんで、自由料金で供給を受ける需要家の比率を指標の1つとして用いることを提案している。

欧米でも、小売の自由化後に規制料金が残されている国・地域があるが、そこでは、多くの家庭用需要家が規制料金にとどまっている場合がある。規制料金が安いと言われるが、規制料金より安い自由料金が提供されている場合もある。安い魅力的な自由料金があっても、自由料金への移行が進まないのはなぜなのだろうか。

電力中央研究所では、2013年12月に国内の家庭用需要家に対し、自由化の下での料金選択に関するアンケート調査を実施した（有効回答 約 8000 件）。規制料金と自由料金の特徴を示し、利用したい料金を選択してもらい、自由料金への移行可能性を探った。その結果、料金水準以外に選択に影響する要因が明らかとなった。

### 【需要家の意識】

第一に、規制料金と自由料金の選択を左右する要因に、「料金規制」や「自由化」に関する需要家の意識がある。自由化については、約 4 割の需要家が電気料金の低下や料金メニューの多様化に期待しており、こうした需要家は、自由料金を選好する傾向が強い。一方、約 4～6 割の需要家は自由化に不安を感じ、自由料金を選択しない可能性がある。この不安は、料金規制が撤廃され料金変動が拡大したり、強引な営業が増えたりする可能性に起因するもののほか、供給者の変更で停電が増えるのではないかとの誤解によるものもある。自由料金への移行を促すには、誤解も含む不安を解消することが重要であり、例えば、供給者を変更しても停電が増えることはない旨を政府等が周知することも考えられる。

### 【規制料金の査定】

第二に、規制料金の値上げ申請時に政府が費用削減状況を査定することを需要家が認識すると、他の条件にもよるが、自由料金を利用したいと考える需要家が 1 割ほど少なくなる（図 A）。これは、規制料金の査定によって、料金値上げや料金変動の拡大から守られるといった印象を需要家が抱くためである。需要家が、最初にこうした印象を持つと、自由料金の特徴を調べることもなく規制料金にとどまることもあるだろう。規制料金には政府の査定があることを強調すると、自由料金への移行を妨げる要因となることに留意する必要がある。

### 【規制料金への回帰可否】

第三に、自由料金から規制料金への回帰が認められないと、自由料金を選択しようとする割合が 2 割ほど少なくなる（図 B）。自由化を初めて経験する家庭用需要家にとっては、規制料金への回帰ができないと、試しに自由料金を利用してみるという行動がとりにくいのであろう。

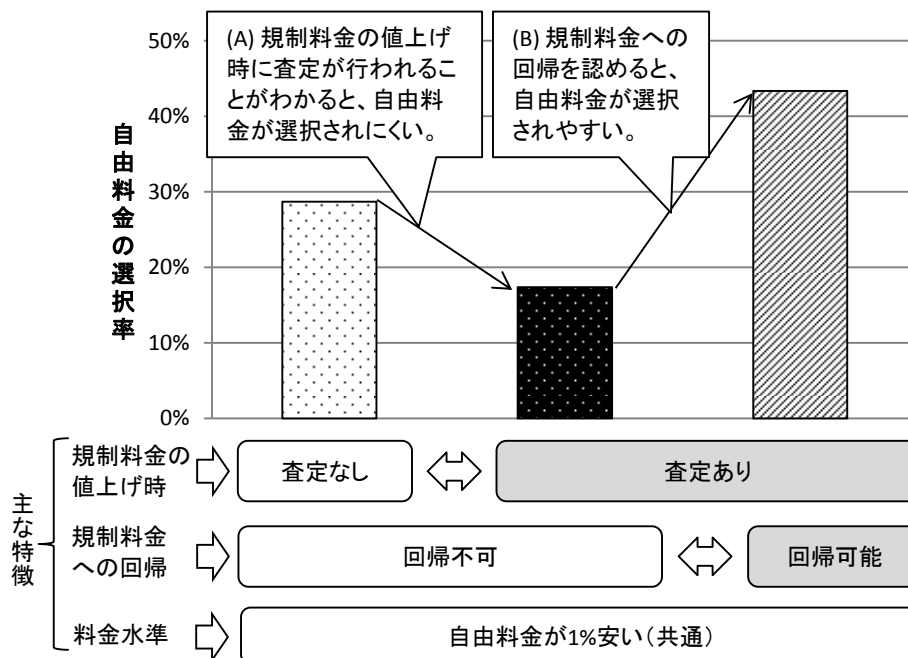
自由料金への移行を促すには、規制料金への回帰を認める制度とすることが望ましい。また、これまで見たような自由料金が選択されない理由からは、「自分で供給者や料金メニューを選択するのは不安だから、政府に任せておけば安心」という需要家の心理も垣間見える。こうした心理にも留意し、自由化への不安を解消し、規制料金ならば必要以上の料金値上げから守られるといった印象を過度に与えないように説明を工夫することも重要である。

電力中央研究所 社会経済研究所 電気事業経営領域 主任研究員

後藤 久典 / ごとう ひさのり

2005年4月入所。電力自由化後の小売事業戦略や需要家行動の調査・分析に従事。

図 規制料金の料金査定や回帰可否が自由料金の選択に与える影響



(注) 規制料金と自由料金の特徴を提示し、利用したい料金を回答してもらった結果。実際には、自由料金の探索や契約変更に要する手間の存在、自由料金の詳細条件によって、自由料金の選択率は変わる可能性がある。

(出所) 電力中央研究所報告 Y13017 をもとに作成。